平成２８年（フ）第５２５１号
大阪市鶴見区焼野１丁目１番３－605号、前住所大阪市城東区成育４丁目12番15号　ウエステリア成育301号室
債務者　榎本　次郎
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５２５２号
大阪市鶴見区焼野１丁目１番３－605号、前住所大阪市城東区成育４丁目12番15号　ウエステリア成育301号室
債務者　榎本　香織
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５２５５号
大阪市浪速区日本橋東１丁目１番３号　メディケア日本橋　401号、前住所大阪府東大阪市玉串元町１丁目２番17号　アーバンハイムⅠ番館　209号
債務者　西川　敏成
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８６号
島根県出雲市今市町北本町３丁目２番地５　青葉荘Ｄ
債務者　鎌田　真弓
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで　松江地方裁判所出雲支部

平成２８年（フ）第３０１号
函館市高丘町41番12号
債務者　工藤　弘光
1　決定年月日時　平成28年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで　函館地方裁判所

平成２８年（フ）第３０６号
函館市松川町３番９号
債務者　鳴海麻紀子
1　決定年月日時　平成28年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで　函館地方裁判所

平成２８年（フ）第３１２号
函館市榎本町７番３号　第２桧荘　21号室
債務者　佐々木美奈
1　決定年月日時　平成28年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで　函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１８２８号
愛知県瀬戸市原山台７丁目５番203号
債務者　小林マリ子
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１９６３号
札幌市清田区里塚２条３丁目15番15号　サンフラワーＡ－201号
債務者　東　　咲希
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２０１６号
札幌市白石区川下５条２丁目２番34号
債務者　佐藤　暢子（旧姓村上・黒川）
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２０８５号
札幌市西区山の手４条７丁目１番30号　柳マンション２－101号
債務者　宗像今朝藏
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２０９２号
札幌市手稲区前田９条13丁目４番48号　ハイツ新舘２号
債務者　大沼　美子
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１１５号
札幌市北区太平７条６丁目４番７号
債務者　油川　保雄
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１２１号
札幌市西区八軒９条西２丁目２番15号　ビックバーンズマンション八軒Ⅲ－402号
債務者　山村　尚子（旧姓久田）
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３７号
北海道目梨郡羅臼町緑町47番地１　緑町団地１号２番
債務者　山下　憲一
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで　釧路地方裁判所根室支部

平成２８年（フ）第３２７号
岩手県岩手郡岩手町大字江刈内第10地割26番地４　上愛宕下住宅２－208号
債務者　淡渕　道雄
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第１７１号
山形市青田２丁目11番11号　ペーパームーン８号
債務者　笹原真由美
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで　山形地方裁判所民事部